

公務員の定年延長に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年六月十日

参議院議長 伊達忠一殿

斎藤嘉隆

(

(

公務員の定年延長に関する質問主意書

一 昨年の人事院の「定年を段階的に六十五歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」で示された国家公務員の定年延長の必要性について、政府の認識を明らかにされたい。

二 国家公務員の定年延長を政府が検討しているならば、今後のスケジュールについて示されたい。

三 国家公務員の定年延長が実施される場合、その後に想定される地方公務員の定年延長が各地方自治体に及ぼす影響を踏まえて、政府は早い段階で国家公務員の定年延長の実施に向けたスケジュールを示す必要があると思慮するが、政府の認識を示されたい。

右質問する。

C

O